

## ○新富町指定介護予防支援事業所運営規程

令和2年4月1日

訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、新富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年新富町条例第30号。以下「条例」という。）第19条の規定により、新富町が開設する指定介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第16号に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

2 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

3 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 事業の運営に当たっては、地域の保健・医療・福祉機関等と綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 新富町地域包括支援センター

(2) 所在地 児湯郡新富町大字上富田7491番地

新富町役場福祉課健康長寿推進室内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名以上(常勤)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師 1名以上(常勤)

社会福祉士 1名以上(常勤)

主任介護支援専門員 1名以上(常勤)

その他これに準ずる者 若干名

担当職員は、当該介護予防支援事業者である事業所の職務に従事するものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から12月31日及び翌年の1月2日から3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(身分を証する書類の携行)

第7条 担当職員は、常に身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(事業の提供方法、内容)

第8条 事業の提供方法及び内容は、条例第31条から第33条までの規定によるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が法で定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは利用者からの利用料は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、新富町とする。

(緊急時等の対応)

第11条 担当職員は、利用者に対する事業の提供中に、利用者の病状に急変、事故等の緊急事態が生じた場合には速やかに管理者へ報告し、主治医、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事故の状況及び事故に際して採った処置について、その内容等を記録するものとする。

(苦情対応)

第12条 事業所は提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるとともに、その内容等を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、地域支援事業及び指定介護予防支援事業の提供中に、担当職員、介護予防サービス事業所従事者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、町に通報するものとする。

(令5訓令10・追加)

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 事業所及び担当職員は、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を保持する。

3 事業所は、担当職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

4 事業所は、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(令5訓令10・旧第13条線下)

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年10月23日訓令第10号)

この訓令は、公表の日から施行する。